

羽島市教育委員会点検評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）に基づき、羽島市教育委員会点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 点検評価委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、羽島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、次に掲げる事項の点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うものとする。

- (1) 教育委員会の活動状況 教育委員会会議の実施状況、調査活動の状況等
- (2) 事務事業の執行状況 教育委員会の基本方針に掲げる主要施策の執行状況及びその成果

(組織)

第3条 点検評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 学校教育に関わる者
- (3) P T Aに関わる者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 点検評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員が委嘱された後最初に

行われる会議は、教育長が招集する。

- 2 点検評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 点検評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(議会への報告)

第7条 教育委員会は、点検評価結果を報告書にまとめ、羽島市議会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の報告書を市のホームページで公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。